

「ポスト候補者男女均等法：日本でパリテを“当たり前”にするために」

1. はじめに

(1) 本稿の目的

ジェンダー平等は、基本的人権の問題であると同時に、世界の平和や豊かさ、持続可能性のために必要な基礎である¹。しかし、日本はこの世界の潮流から立ち遅れている。世界経済フォーラムが2022年7月に発表した“Global Gender Gap Report 2022”²によると、日本のジェンダーギャップ指数は0.650で、146カ国中116位である。このジェンダーギャップ指数は、経済・教育・健康・政治の4項目で計測され、日本は特に政治分野における指数が146カ国中139位と低い水準にある。実際、政治分野の指標の一つである議会に占める女性議員の割合は、2022年11月時点で、衆議院は9.9%（465人中46人）、参議院は25.8%（248人中64人）と、OECD加盟国はもとより全世界においても最低水準である³。

女性議員が少ない背景には、政治家となる候補者を選定し、育成する政党とその行動を規定する選挙制度、女性政治家やその候補となる女性を取り巻く社会的環境など、様々な要因が複雑に絡み合っている。前者の政党行動に関しては、候補者選定過程に携わるのが男性ばかりであると女性が候補者候補として認識されにくいことや、特に小選挙区制下では、既に一定の知名度のある（往々にして男性の）現職候補が有利であり、政党も「勝てる候補」を擁立しようとするため、現職を上回る圧倒的な知名度や清廉なイメージを期待されない限りは新人女性が進出する余地が少ない⁴ことなどが指摘されている。他方、女性が政治家を目指す上での障壁としては、性別役割分業意識に基づく女性の家庭責任の重さとそれに伴う時間的ないし金銭的制約や、家族・親族からの理解を得ることの難しさ、従来男性の場とされてきた政治の世界に進出する女性の資質に対する厳しい視線⁵、有権者や他の政治家からのハラスメント⁶などが挙げられる（三浦、2016）。

では、なぜ女性議員を増やすことが重要なのか。これを説明する考え方の一つに、「描写的代表（descriptive representation）」がある。これは、政治家が支持者と同じ社会的属性を持っていることで、政治家が支持者の意見に従って立法活動を行うことを指す「実質的代表（substantive representation）」と対になる概念である。実質的代表の考え方に基づくと、有権者間の意見の分布が、議員間の意見分布とどの程度合致しているかが重要であるのに対して、描写的代表が確保されるためには、階級・ジェンダー・民族などの

要素について、社会の人口構成が反映されている必要がある（前田、2019）。Anne Phillipsは、『存在の政治（The Politics of Presence）』の中で、描写的代表に基づいた政治を「存在の政治」と呼び、描写的代表が確保されなければ、実質的代表も実現できないという仮説を提示した。「存在の政治」では、ジェンダーや民族といったアイデンティティの違いがもたらす経験や当事者性の差異を重視し、政治的に排除されてきた集団を代表するのは、同じ属性を持つ当事者であるべきだと考えられているのである（Phillips、1998）。この考え方に則れば、女性政策に理解のある男性議員が議会に存在するだけでは不十分であり、当事者である女性が政治に参画することが重要である。議会に占める女性議員が増加することが、直接的に女性関連政策やジェンダー政策の拡充に貢献することを証明するのは困難であるが⁷、一般的に女性議員は男性議員よりも女性関連政策の実現に積極的であることが指摘されている（三浦、2014）。ジェンダーとは直接関わりがないように見える政策領域であっても、それらの間の優先順位には男女で異なる傾向があり（大山、2016）、男性で占められた議会では、女性にとっての優先順位は反映されにくい。

このような状況を踏まえ、2018年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」が成立した。この法律は、「政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること」（第1条）を目的とし、「男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して」（第2条）、国及び地方公共団体の責務と「政党その他の政治団体の努力義務を定めたものである。長らく「男性の場」とされてきた政界のジェンダー平等を促進することが明文化されたという点で画期的ではあるが、努力義務を負う政党による具体的な目標数値の提示といった取組みには温度差がある⁸。

本稿では、日本の国政を担う女性議員を増やし、多様な国民の声を反映する民主政治を実現するために、選挙制度の観点から取るべき措置について、先行する各国の事例をもとに検討する。

(2) 本稿の構成

以上の目的から、本稿の構成は次の通りである。まず、第2章では、女性の政治参画に関わる先行研究のうち、ジェンダー・クオータと候補者男女均等法に関するものを検討し、その限界と本稿の射程を明らかにする。続く第3章では、本稿の議論の前提となる先行事例の絞り込みと概観の提示を行い、仮説を設定する。そして、第4章では個別の事例を通じて、ジェンダー・クオータにおける有効な制度設計を検討する。最後に、第5章では、仮説の検証を行うとともに、本稿

¹ United Nations, “Sustainable Development Goals” <https://www.un.org/sustainabledevelopment/gender-equality/>（最終閲覧日2022年12月15日）

² World Economic Forum, “Global Gender Gap Report 2022” 2022年7月（<https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2022/>、最終閲覧日2022年12月16日）

³ Inter-Parliamentary Union, “Monthly ranking of women in parliaments” 2022年11月（<https://data.ipu.org/women-ranking?month=11&year=2022>、最終閲覧日2022年12月17日）

⁴ 2005年の衆議院解散総選挙（郵政解散）では、小泉首相（当時）が郵政改革法案に反対した現職議員の選挙区に女性候補を「刺客」として送り込んだ。また、2009年に民主党が政権交代を果たした総選挙では、小沢一郎氏が自民党議員の対立候補として「小沢ガールズ」と呼ばれる新人女性候補を多数擁立した。両者に共通する特徴として、新人女性候補が「既得権益の擁護者」や「自民党政治」に対する「改革」の象徴として注目を浴びたことが挙げられる（辻、

2010）。

⁵ 衆議院議員の野田聖子氏は、2015年に開催されたシンポジウムで、初入閣した当時「スカート履いていると大臣になれるんだな」と言われたと語った（三浦、2016）。

⁶ 内閣府が2020年に実施した調査によると、議員活動や選挙活動中に有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたことがあると回答したのは、男性地方議員が32.5%であったのに対して、女性地方議員では57.6%であった（内閣府、2021）。

⁷ Dahlerupは、組織に占める女性の割合が約30%を超えると質的な変化が生じることを指摘し、この30%という基準を「クリティカル・マス」と称したが、同時に、数が増えれば自動的に社会の変化が起こるわけではないことも指摘している（Dahlerup、1988）。

⁸ 朝日新聞「候補者均等法、各党に重責 数値目標には温度差」2018年5月18日朝刊

の分析で残された課題と今後取り組むべき政策について述べる。

2. 先行研究の検討

ジェンダー・クオータは、137カ国で導入されており（2022年11月時点）⁹、ジェンダー・クオータに関する先行研究も数多く存在する。ジェンダー・クオータは、議席割り当て制、候補者クオータ、政党クオータの3類型に大別される。1つ目の議席割り当て制は、議席のうち一定数を女性に割り当てるというもので、台湾の定数保障制がこれに当たる。2つ目は、法律型候補者クオータという選挙の候補者の一定割合を女性にすることを政党に求めるもので、フランスや韓国などで採用されている。3つ目は、政党が自主的に党幹部や候補者の一定割合を女性にする政党クオータで、1970年代ごろからスカンジナビア諸国や西ヨーロッパでは多くの政党が導入している。議席割り当て制と法律型候補者クオータは、憲法や選挙法といった法律が根拠となるが、政党クオータは政党独自の取り組みであり、党規約等に記載されることが多い（Krook、2009）。

ジェンダー・クオータが導入されている国や地域における、制度の導入過程や効果を検証した論文は多数存在する。例えば、フランスでは、1999年に憲法が改正され、2000年にパリテ法が成立する以前に、パリテ法への賛否をめぐって世論を二分する論争（パリテ論争）が勃発したが、このパリテ論争について、糠塚、西尾、村上らが論じている。（糠塚、2007；西尾、2010；村上、2018）また、パリテ法の影響については、梶本、久邇、糠塚、Murray、Krookらの他、国内外で様々な研究が行われている（梶本、2002；Murray、2007、2010；Krook、2009；久邇、2010；糠塚、2013）。今回検討対象とする他国についても多くの研究がある¹⁰。

また、候補者男女均等法については、三浦（2018）がその成立過程について、「クオータ制を推進する会（Qの会）」などの市民団体が果たした役割等にも着目しながら明らかにした他、均等法成立後に実施された国政選挙や統一地方選挙における同法の女性候補者への影響についての分析も行われている（大木、2019；尾中、2021）。今後の展開については、糠塚（2018）が、女性議員を増やそうとする政党の真摯な取り組みやそれを促す有権者からの働きかけ、女性が立候補しやすい環境の整備、法制度・財政上の措置等の必要性を指摘している。

このように、先行研究では、特定の国や地域に焦点を当てて、ジェンダー・クオータの導入過程やその効果が明らかにされてきた一方で、国際比較にもとづいて、罰則などの制度的措置の効果を検討するものは少ない傾向にある。また、候補者男女均等法そのものが比較的新しい法律であり、さらに

踏み込んだ内容についての議論は始まったばかりである。以上を踏まえて、本稿では、特に各国の法律型候補者クオータの規定や、付随する罰金や補助金といった金銭的インセンティブに着目し、その効果を分析することで、日本が今後さらに踏み込んだ内容を法制化する際の教訓を引き出すことを試みる。

3. 仮説設定ならびに概観

(1) 対象

OECD加盟国のうち、国政の下院又は一院の選挙で法律型候補者クオータを採用している国¹¹の事例を中心に検討する。

先行する各国において、法律型候補者クオータの実効性を担保するために導入されている措置は、外部からの強制力¹²・クオータを遵守しなかった政党に対する罰金・クオータを遵守した政党への補助金の支給、比例代表制における候補者名簿の記載順に関するルール¹³に大別される。IDEAのデータベースによると、日本は2022年11月時点で、「ジェンダー・クオータを導入している国」としてはカウントされていない¹⁴。しかし、候補者男女均等法第2条1項には「政治分野における男女共同参画の推進は、（中略）男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。」とあることから、今後も候補者の男女比を1:1に近づける方向性で女性議員の増加をめざす政策が進められると考えられる。先行事例の検討を通じて、今後日本で導入しうる措置の選択肢と予想される帰結を考察する。

(2) 仮説と分析方法

本研究では、以下の仮説を検証する。

仮説：法律型候補者クオータに何らかの強制力や金銭的インセンティブを伴う措置を導入すると、政党は女性候補者のリクルートに積極的になる、すなわち女性候補者が増え、その結果、議会の女性比率も上昇する。

具体的には、各国で法律型候補者クオータの導入後に実施された選挙における政党ごとの女性候補者比率と、それに基づいて課された罰金ないし給付された補助金の額や女性議員比率を比較することで、措置の導入が政党の候補者の選定や擁立に与える影響について分析する。

(3) 概観

対象国の下院ないし一院の選挙制度、直近の選挙実施時期と議会に占める女性議員の割合、法律型候補者クオータの導入時期、クオータの概要をまとめたものが表1である。また、図1はクオータで定められている内容ごとに各国を分類したものである。13カ国中8カ国は、比較的ジェンダー・クオータが導入しやすく、女性議員の比率も上がりやすい比例代表

⁹ The International Institute for Democracy and Electoral Assistance, “GENDER QUOTAS DATABASE” <https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-overview>（最終閲覧日 2022年11月23日）

¹⁰ 韓国について Yoon&Shin（2015）や大澤（2016）等、メキシコについて Baldez（2011）等がある他、特定地域の複数の国に着目した研究として、ラテンアメリカにおける法律型候補者クオータが女性議員比率に与える影響や、下院における女性議員比率と女性閣僚の割合の関係について考察した菊池（2022）等が挙げられる。

¹¹ ベルギー・チリ・フランス・ギリシャ・アイルランド・イタリア・韓国・ルクセンブルグ・メキシコ・ポーランド・ポルトガル・スロヴェニア・スペインの13カ国。

¹² 具体的には、選挙管理委員会や裁判所が、クオータを遵守してい

ない候補者名簿の受領を拒否したり、クオータを遵守していない候補者名簿を提出した政党を公表し懲戒したりすることが挙げられる。

¹³ 代表的なルールとして、候補者名簿に男女の候補者名を交互に記載することを求めるジッパー方式がある他、より緩やかなものとして一定人数ごとに含まれる男女の数を等しくすることを求めるものもある。後者の例として、フランスの人口1000人以上の市町村議会選挙などが挙げられる。

¹⁴ The International Institute for Democracy and Electoral Assistance, “GENDER QUOTAS DATABASE” <https://www.idea.int/data-tools/data/gender-quotas/country-overview>（最終閲覧日 2022年11月23日）

制 (Norris, 2004) (List PR) を採用している。特に女性比率が 40%以上と高い水準にあるスペイン・ベルギー・スロヴェニアでは、いずれもジェンダー・クォータを遵守しない候補者名簿は受理しないことが定められている他、スペインとベルギーに関しては、候補者の記載順にもルールが定められている。他方で、比例代表制で法律型候補者クォータを実施すれば必ず女性議員比率が上昇するというわけではなく、ギリシャやポーランドのように 30%にも届いていない国も存在する。

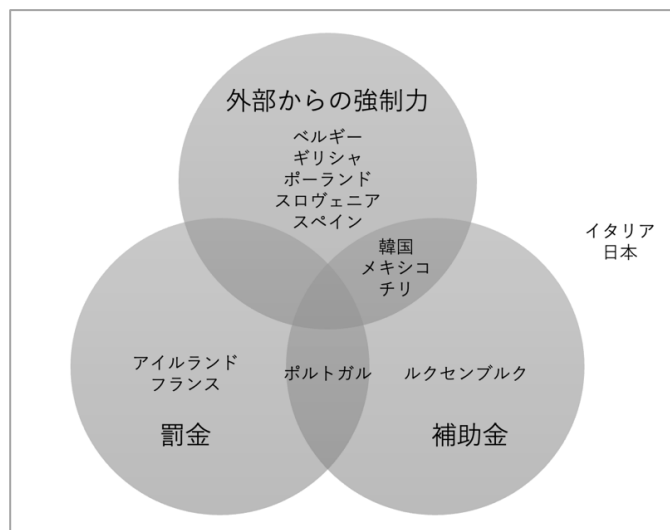
小選挙区制が議席の一部または全部について採用されている場合には、先述の通り、新人女性候補の擁立自体が困難であることに加えて、女性候補者が増えたからといって、必ずしも女性議員の比率も上昇するとは限らない。政党はそれぞ

れの選挙区に「当選する」候補を擁立することを最優先に行動するため、候補者の男女比を強制的に設定することは、女性候補を「勝ち目のない」選挙区に配置するといった、政党によるクォータからの逸脱行為¹⁵を誘発し、またそれを規制することも困難だからである。実際、小選挙区比例代表連用制を採用している韓国では、いずれの党も比例代表では候補者・当選者ともに男女比が 50%前後であるのとは対照的に、小選挙区では大政党を中心に候補者・当選者に占める女性の割合が 10%程度の政党が多く、全体でも女性議員比率は 20%にも満たない。一方で、全ての議員を小選挙区で選出しているフランスでは、パリテ法の成立以降、急速に女性議員比率が上昇し、2022 年の選挙では 40%近くが女性議員という結果になっている (詳しくは第 4 章参照)。

表 1 OECD 各国の法律型候補者クォータ実施状況

	一院/下院	選挙制度	クォータ導入年	直近の選挙	女性議員の割合	罰金	補助金	外部からの強制力	名簿ルール
メキシコ	下院	MMP	1996	2021	50.00%	-	o	懲戒	ジッパー
スペイン	下院	List PR	2007	2019	42.98%	-	-	名簿不受理	有
ベルギー	下院	List PR	1994	2019	42.67%	-	-	名簿不受理	ジッパー
スロヴェニア	下院	List PR	2002	2022	40.00%	-	-	名簿不受理	-
フランス	下院	TRS	2000	2022	39.51%	o	-	-	-
ポルトガル	一院	List PR	2006	2022	37.83%	o	o	-	ジッパー
イタリア	下院	Parallel	2003	2018	36.35%	-	-	-	-
チリ	下院	List PR	2015	2021	35.48%	-	o	名簿不受理	-
ルクセンブルク	一院	List PR	2016	2018	33.33%	-	o	-	-
ポーランド	下院	List PR	2011	2019	28.26%	-	-	名簿不受理	-
アイルランド	下院	STV	2012	2020	23.13%	o	-	-	-
ギリシャ	一院	List PR	2012	2019	21.00%	-	-	名簿不受理	-
韓国	一院	MMP	2000	2020	18.64%	-	o	名簿不受理	ジッパー
日本	下院	Parallel	2018	2021	9.89%	-	-	-	-

図 1 法律型候補者クォータの内容



(出典) 表 1、図 1 とともに IDEA “Gender Quota Database” を参考に筆者作成。

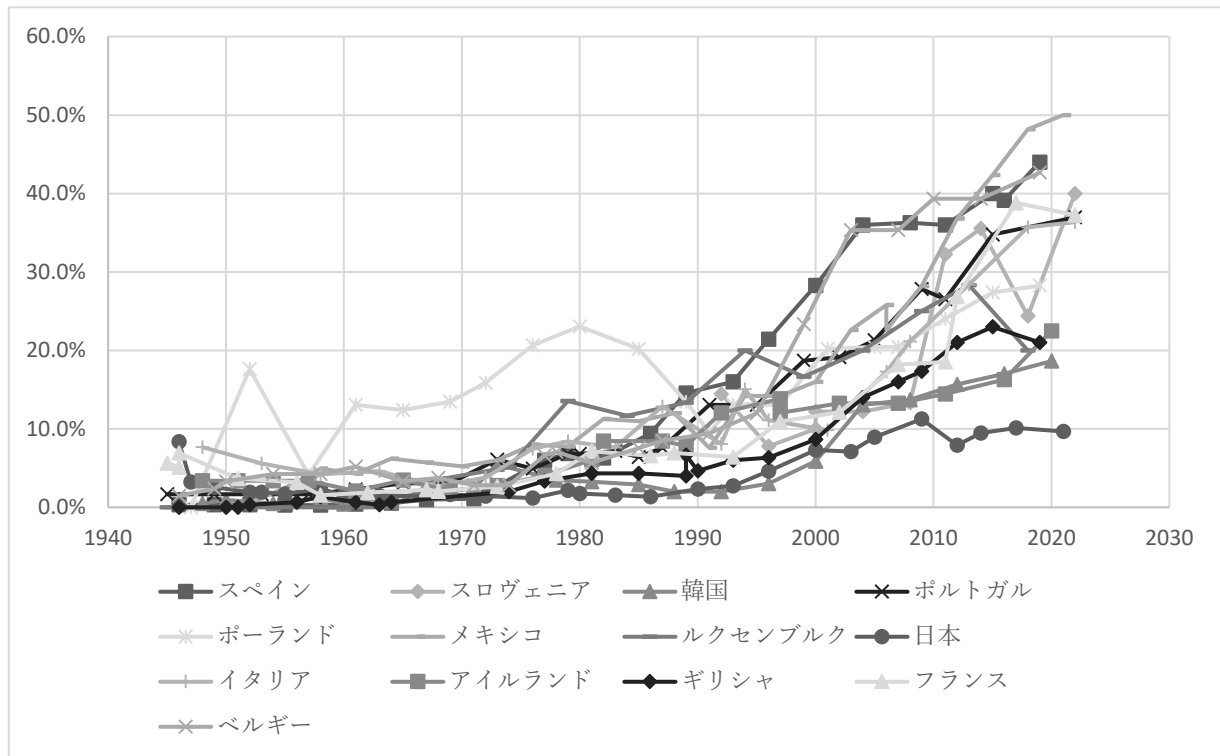
また、図 2 は、対象 13 カ国における 1945 年から現在までの女性議員比率の変遷をグラフにしたものである。1990 年ごろまでは女性議員が 10%に満たない国がほとんどであったが、各国で法律型候補者クォータが導入され始めた

1990 年代後半から 2010 年ごろにかけて、急激に比率が上昇していることがわかる。日本も徐々に女性議員は増加しているが、各国がクォータを導入したことで、差が開いている。

¹⁵ 比例代表であれば、名簿の上位に男性を、下位に女性を集中させることは逸脱行為に当たると考えられるが、これを規制するために

多くの国で名簿ルールが採用されている。

図 2 各国における女性議員比率の変遷



(出典) Inter-Parliamentary Union “Historical data on women in national parliaments” を基に筆者作成。

4. 各国の事例

ここでは、今後、候補者男女均等法に踏み込んだ法制度・財政措置を定めるにあたって特に参考になると考えられる 3 カ国の事例について、さらに詳しく検討する。

(1) 韓国

韓国は、一院制を採用しており、国会議員は 4 年ごとに行われる小選挙区比例代表連用制の普通選挙によって選出されている。定数は、2020 年の第 21 代総選挙時点で、小選挙区が 253、比例代表が 47 である。

韓国では、2000 年 2 月に政党法改正法が成立し、同年 4 月の第 16 代総選挙から法律型候補者クオータが導入された。改正によって「政党は比例代表全国選挙候補者（中略）中 100 分の 3 以上女性を推薦しなければならない」（政党法 31 条 4 項）¹⁶という規定が置かれた。しかし、当初は候補者名簿の記載順に関する規定や、遵守しなかった政党への罰則がなかったため、実効性は乏しく¹⁷、比例代表で当選した 46 人のうち、女性はわずか 11 人（約 24%）に留まった（高安、2008）。その後、比例代表に関しては、2002 年の選挙関連法改正によって、30%クオータが 50%まで引き上げられ、2005 年には奇数番に女性を配置するジッパー方式が導入された。これらの規定に違反する候補者名簿の登録無効が定められたのは、2018 年 4 月の公職選挙法改正時であるが、2004 年以降、ほ

ぼ全ての政党が、50%クオータを遵守して候補者を擁立し、各党から比例代表で選出された議員に占める女性の割合も 50%程度となっている（表 2）。このように、罰則規定がないにもかかわらず、2004 年以降各党が自発的にクオータを遵守するようになった要因として、申（2014）は、法律の規定の明確さ、比例代表名簿がもつ独特の政治的意味、市民社会のモニタリングの 3 点を指摘している。すでに述べた通り、韓国の比例代表は「50%クオータ」「女性を奇数順位に配置するジッパー方式」が明確に規定されている。加えて、韓国の比例代表制は、近年、政党の民主主義に関するコミットメントを示すバロメーターとみなされ、小選挙区では代表されづらい少数派や、各政策領域の専門家の登用の入り口として機能している。すなわち、比例代表における 50%クオータを遵守しなければ、民主主義を軽視していると思われかねず、こうした圧力が各政党にクオータの遵守を促しているのである。ただし、比例代表で当選を重ねることで政治家としてのキャリアを形成することは想定されておらず、一期かぎりで次の新人に席を譲ることが多い（Shin, 2014）。また、比例代表で当選し、議員としての経験を積んだ女性政治家たちが次の選挙で小選挙区から出馬するための公認を得ることは非常に難しく、「小選挙区で当選するよりも、政党の公認を得る方が困難だ」とさえ言われている¹⁸（申、2014）。

¹⁶ 原文は 정당법 제 31 조 「정당은

비례대표전국선거구국회의원선거후보자중 100 분의 30 이상을 여성으로 추천하여야 한다.」。日本語訳は高安（2008）。

¹⁷ 比例代表の 30%クオータを遵守したのは、当時の与党であった民主党（32.6%）のみであった。また、各政党が市民運動の影響で小

選挙区の公認を得られなかった候補者を名簿の上位に配置し、女性候補は全体的に低い順位に配置されてしまった（申、2014）。

¹⁸ 第 18 代総選挙で比例区から当選して第 19 代総選挙の地域区候補審査を受けた女性 15 名のうち、公認を得られたのはわずか 7 名だった（申、2014）。

表 2 2004 年から 2020 年までの韓国総選挙における各党の候補者に占める女性の割合と女性議員比率（比例区）

		未来統合党	共に民主党					国民の党	正義党	合計
2020	女性候補者	21	17					13	11	165
	総候補者数	39	30					26	29	301
	女性候補者比率	53.85%	56.67%					50.00%	37.93%	54.82%
	女性議員数	10	10					2	4	28
	総議員数	19	17					3	5	47
	女性議員比率	52.63%	58.82%					66.67%	80.00%	59.57%
		セヌリ党	共に民主党					国民の党	正義党	
2016	女性候補者	26	19					9	7	75
	総候補者数	44	34					18	14	158
	女性候補者比率	59.09%	55.88%					50.00%	50.00%	47.47%
	女性議員数	9	7					7	2	25
	総議員数	17	13					13	4	47
	女性議員比率	52.94%	53.85%					53.85%	50.00%	53.19%
		セヌリ党	統合民主党		自由先進党	統合進歩党		創造韓国党		
2012	女性候補者	21	18		6	10		2		79
	総候補者数	44	38		16	20		4		188
	女性候補者比率	47.73%	47.37%		37.50%	50.00%		50.00%		42.02%
	女性議員数	13	11		1	3				28
	総議員数	25	21		2	6				54
	女性議員比率	52.00%	52.38%		50.00%	50.00%				51.85%
		ハンナラ党	統合民主党		自由先進党	民主労働党		創造韓国党		
2008	女性候補者	24	15		10	5		3		83
	総候補者数	49	31		20	10		12		188
	女性候補者比率	48.98%	48.39%		50.00%	50.00%		25.00%		44.15%
	女性議員数	11	8		2	2		0		27
	総議員数	22	15		4	3		2		54
	女性議員比率	50.00%	53.33%		50.00%	66.67%		0.00%		50.00%
		ハンナラ党	新千年民主党	ウリ党		民主労働党	自由民主連合			
2004	女性候補者	21	15	26		8	5			91
	総候補者数	43	26	50		16	15			189
	女性候補者比率	48.84%	57.69%	52.00%		50.00%	33.33%			48.15%
	女性議員数	11	2	12		4	0			29
	総議員数	21	4	23		8	0			56
	女性議員比率	52.38%	50.00%	52.17%		50.00%	0.00%			51.79%

（出典）中央選挙管理委員会 選挙統計システム（<http://info.nec.go.kr/>）より筆者作成。

比例代表では、クオータが定着し効果を挙げていることが明らかになったが、小選挙区では女性比率が伸び悩んでいる。2005 年の公職選挙法改正により、地域区¹⁹では、各政党に定数の 30%を女性にする努力義務が定められた。また、同年の政治資金法で、30%クオータを遵守した政党に「女性推薦補助金」が支給されることも規定された。政治資金法の 2006 年の改正では、30%クオータを満たす政党がなかった場合であっても、候補者に占める女性の割合が 15%以上 30%未満の政党がある場合には補助金の総額の 50%を、5%以上 15%未満の政党がある場合には総額の 30%を、条件を満たす政党に配分できるようになった²⁰（申、2020）。

しかし、「女性推薦補助金」が女性候補者を増やすインセンティブになっているとは言いがたく、女性議員の増加をもたらしているとも言えない。申（2020）で指摘されているように、「女性推薦補助金」を受け取るには、「地域区定数（2020 年であれば 253）の 3 分の 1」の女性候補者が必要である。そのため、擁立する候補者の絶対数が少ない小政党は、積極的に女性候補者をリクルートしても、補助金の恩恵を受けることができない可能性がある。実際に、2016 年の正義党や 2012 年の統合進歩党は、保守の大政党であるセヌリ党やリベラル

の大政党である共に民主党（2012 年は民主統合党）より候補者に占める女性の割合が高いにも関わらず、補助金を受け取ることができず、ほぼ全額が大政党に配分されている。また、2020 年の国家革命党や 2016 年の民主連合党のように、補助金を受け取っているものの、議会には議席を持たず、女性議員の増加に貢献していない政党も見られる。両者とも、選挙の年に支給された政治資金はこの補助金のみであり、それ以降は政治資金の受領や国政選挙での候補者擁立を行なった記録は残っていない。穿った見方をすれば、「女性推薦補助金」の制度を利用して税金で賄われている公的政治資金を獲得したという可能性も考えられる。

このように、韓国では、比例区と地域区でクオータの成否がくっきりと分かれている。比例区は、地域区では反映されづらい女性や障害者、労働者といった少数派の代表と位置付けられ、積極的に女性の擁立が進められている。また、比例代表が持つ特性と明確なルールにより、女性議員の増加にも貢献している。他方で、全議席に占める割合が大きく、政治家としてのキャリアを歩む上でも重要な地域区において、女性は男性と同等の機会を得ることさえできておらず、政党に対するインセンティブづけや強制力も十分ではない。

¹⁹ 地域区とは、小選挙区のことを指す。

²⁰ 配分方法の詳細については申（2020）。（内閣府『令和元年度諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』

https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2020/12.pdf、最終閲覧日 2023 年 1 月 15 日）

表 3 2004 年から 2020 年までの韓国総選挙における各党の候補者に占める女性の割合と女性議員比率（地域区）ならびに「女性候補推薦補助金」の支給額

選挙年(代)	女性候補者	総候補者数	女性候補者比率	補助金	女性議員数	総議員数	女性議員比率	国民の党	正義党	国家革命党	合計
2020 (第21代)	女性候補者	26	32					0	16	77	209
	総候補者数	236	253					0	75	235	1101
	女性候補者比率	11.02%	12.65%					0.00%	21.33%	32.77%	18.98%
	補助金	₩0	₩0					₩0	₩0	₩842,007,960	₩842,007,960
	女性議員数	16	20					2	5	0	29
	総議員数	84	163					3	6	0	253
	女性議員比率	19.05%	12.27%					66.67%	83.33%	0.00%	11.46%
2016 (第20代)	女性候補者	16	25					9	6	25	98
	総候補者数	248	234					171	51	56	934
	女性候補者比率	6.45%	10.68%					5.26%	11.76%	44.64%	10.49%
	補助金	₩608,786,790	₩505,989,790					₩0	₩0	₩91,375,130	₩1,206,151,650
	女性議員数	6	17					2	1	0	26
	総議員数	105	110					25	2	0	253
	女性議員比率	5.71%	15.45%					8.00%	50.00%	0.00%	10.28%
2012 (第19代)	女性候補者	16	21					2	7	0	63
	総候補者数	230	209					50	51	3	902
	女性候補者比率	6.96%	10.05%					4.00%	13.73%	0.00%	6.98%
	補助金	₩744,599,020	₩389,282,130					₩0	₩0	₩0	₩1,133,881,150
	女性議員数	4	13					0	2	0	19
	総議員数	127	106					3	7	0	246
	女性議員比率	3.15%	12.26%					0.00%	28.57%	0.00%	7.72%
2008 (第18代)	女性候補者	18	15					2	46	0	132
	総候補者数	245	197					94	103	12	1113
	女性候補者比率	7.35%	7.61%					2.13%	44.66%	0.00%	11.86%
	補助金	₩475,176,850	₩592,718,060					₩0	₩1,779,824,850	₩0	₩2,847,719,760
	女性議員数	10	4					0	0	0	14
	総議員数	131	66					14	2	1	245
	女性議員比率	7.63%	6.06%					0.00%	0.00%	0.00%	5.71%
2004 (第17代)	女性候補者	8	11					12	12	7	65
	総候補者数	218	181					123	123	123	1167
	女性候補者比率	3.67%	4.42%					9.76%	5.69%	5.69%	5.57%
	補助金	N/A	N/A					N/A	N/A	N/A	
	女性議員数	5	0					0	0	0	10
	総議員数	100	5					2	2	4	243
	女性議員比率	5.00%	0.00%					0.00%	0.00%	0.00%	4.12%

(出典) 中央選挙管理委員会 選挙統計システム (<http://info.nec.go.kr/>) より筆者作成。

(2) フランス

フランスは、他の先進諸国と比較すると女性の政治参画が進むのが遅く、普通選挙が実現したのは 1944 年²¹であり、1970 年代までは女性議員は 5%にも満たなかった²²。パリテ法が成立する以前の 1982 年には、市町村議会選挙で実質的に 25%クオータを要求する条文を含む法案が社会党から提出された。これは、著名なフェミニスト弁護士で、社会党から推薦されて国民議会議員となったジゼル・アミリの強い働きかけによるものだった。しかし、憲法院はこのクオータ条項に関してのみ、共和主義代表理論²³に抵触すると判断し、違憲判決を出した。これ以降、女性議員を増やそうとするフェミニストたちの試みは、女性不在の民主主義は民主主義ではないとし、男女同数議席を求めるパリテへの要求へと収斂していく。同じ頃、ミッテラン率いる社会党は、女性票を意識した選挙戦を展開し、女性問題への取り組みは第一次ミッテラン政権にとって重要な課題の一つであった。その後、社会党の路線変更によりフェミニズム政策は後退するが、1993 年に第一書記に選出されたジョスパンは、パリテの実現を政権奪取に向けた戦略の一つに掲げた。そして、1997 年の総選挙で社会党が勝利すると、シラク大統領はパリテ実現のための改憲手続きに入ることを承諾した。こうして、1997 年に憲法が改正され、男女同数議会の実現に向けたジェンダー・ク

オータを法律で定めることが可能になり、2000 年にパリテ法が成立した(石田、2014)。

第 5 共和制における国民議会(下院)議員は、577 議席全てが小選挙区 2 回投票制によって選出され、任期は 5 年である。パリテ法では、国民議会選挙における候補者を男女それぞれ 50%ずつにすることを各政党に義務付け、男女の差が 2%を超えると、差の割合に応じて政党助成金が減額される。2000 年時点では、男女の割合の差に 50%をかけた分が減額されていたが、減額率は年を追うごとに高くなり、2008 年からは差に 75%をかけた分、2014 年から差に 150%をかけた分が、政党助成金から減額されるようになった²⁴。

表 5 は、2002 年から 2017 年のフランス国民議会選挙における各党の候補者・議員に占める女性の割合とパリテ法に基づく政党助成金の減額率と制裁金をまとめたものである。パリテ法が初めて適用された 2002 年の国民議会選挙では、緑の党を除いたほぼ全ての主要政党がパリテ法の要件を満たさず、政党助成金が減額されている。特に、現職の男性議員を多く抱えていた保守系政党²⁵は新人の女性候補を擁立する余地が少なかったことから、いずれも 20%未満にとどまった。また、パリテ法を主導した社会党においても、女性候補者の割合は約 35%とパリテとは程遠い状態であった。

その後は、右派、左派ともに候補者の女性比率を上昇させ

²¹ 女性参政権が実現したのは、ドイツが 1918 年、アメリカが 1920 年、イギリスが 1928 年、日本が 1945 年。

²² 北欧諸国は、1970 年代に女性議員が急速に増加した。スウェーデン議会では、1970 年代初頭には 14%だった女性議員が 70 年代末には 26%まで増加した他、ノルウェーでは 9.3%から 23.9%に上昇した。

²³ 共和主義代表理論においては、信仰や出自、職業などあらゆる属性を抽象化した普遍的個人を基本としており、この抽象的個人の概

念が、革命以前の身分制を排除し、個人々の政治的平等を保障している。ここに男女の区別を持ち込むことは共和国の普遍主義に抵触すると判断された(石田、2014)。

²⁴ 例えば、2017 年の選挙で男性候補者が約 60%、女性候補者が約 40%だった共和党は、差の 20%に 1.5 を掛けて、約 30%政党助成金を減額された。表 5 を参照。

²⁵ 表中の国民連合運動や民主連合など。

ており、左派を中心にパリテ法が要求する水準での女性候補の擁立が実現されている。他方で、共和党(旧国民運動連合)のようにパリテを満たすことよりも政党助成金の減額を選ぶ政党も存在する。共和党のような大政党であれば、パリテを満たさず政党助成金が減額されたとしても、議会に一定の議席が確保できるため、相当額の助成金を受け取ることが可能なのである。対照的に、小政党は、元来受け取れる助成金の額が小さいため、パリテに対するスタンスとは関係なく表面的にでもパリテを満たすことで、1ユーロでも多く助成金を受け取ろうとするインセンティブが働く。極右の国民連合(旧国民戦線)は、パリテには絶対反対の立場を取っている²⁶が、パリテ導入直後の2002年から、ほぼ1:1の男女比で候補者を擁立しており、2017年には政党助成金を満額で受け取っている。

パリテ法の課題として、パリテ導入時から現在に至るまで、候補者に占める女性の割合と女性議員比率の乖離が一貫して存在する。また、直近の2022年の国民議会議員選挙では、女性議員の割合が37.3%(577議席中215人)と、2017年より後退した。パリテの実施状況を監視している男女平等高

等評議会(Haut Conseil à l'Égalité entre les femmes et les hommes, HCE)が2022年に発表した報告書²⁷では、女性候補者は男性候補者の4倍も自身が所属する政党が不利な選挙区で擁立されていることを指摘している。2022年の国民議会議員選挙では、女性候補者のうち、国民連合は71%、NUPES²⁸は62.5%、再生(旧共和国前進)は57%、共和党は52.8%を、議席獲得が期待できない選挙区で立候補させていると、各政党を厳しく批判している。各政党ならびに全体としての女性候補者比率と女性議員の割合の差からは、報告書で指摘されているような女性候補者に不利な配置が、この20年間に行われた選挙で毎回のように行われていたことが推測できる。このような状況を踏まえて、同報告書では、国民議会議員選挙における男女ペア候補制²⁹の導入が提案されている。

前述の韓国とは異なり、候補者に占める女性の割合はパリテ導入後着実に伸びている。しかし、小選挙区制の性格上出馬に際して不利な状況にある新人女性候補が、勝ち目のない選挙区に配置されることでさらに厳しい選挙戦を強いられるなど、「男女同数議会」の実現に向けては、政党の選挙戦略が大きな壁となっている。

表4 2002年から2017年のフランス国民議会議員選挙における各党の候補者・議員に占める女性の割合ならびにパリテ法に基づく政党助成金の減額率と制裁金

年	女性候補者数	共和党	国民連合	共産党	社会党	民主運動	緑の党	合計		
2017	女性候補者数	228	182	279	262	179	42	227		
	総候補者数	448	460	569	547	362	85	455		
	女性候補者比率	50.89%	39.57%	49.03%	47.90%	49.45%	49.41%	-0.22%	51.9%	
	差	1.79%	-20.87%	-1.93%	-4.20%	-1.10%	-1.18%		0.00%	
	減額率	0.00%	31.30%	0.00%	6.31%	0.00%	0.00%		€ 0.00	
	制裁金	€ 0.00	€ 1,787,855.10	€ 0.00	€ 252,454.61	€ 0.00	€ 0.00		€ 0.00	
	女性議員比率	48.38%	20.54%	25.00%	20.00%	36.67%	42.86%		0.00%	38.8%
2012	女性候補者数		129	281	206	226	36	233		
	総候補者数		506	574	418	531	98		472	
	女性候補者比率		25.49%	48.95%	49.28%	42.56%	36.73%		49.36%	43.3%
	差		-49.01%	-2.09%	-1.44%	-14.88%	-26.53%		-1.27%	
	減額率		36.76%	1.57%	0.00%	11.16%	19.90%		0.00%	
	制裁金		€ 3,541,608.16	€ 784.32	€ 0.00	€ 1,259,535.48	€ 143,272.43		€ 0.00	
	女性議員比率		14.36%	50.00%	0.00%	37.85%	0.00%		53.33%	26.9%
2007	女性候補者数		29	272	185	237	29	195	263	
	総候補者数		104	557	384	522	104	529	524	
	女性候補者比率		26.6%	48.8%	48.2%	46.5%	27.9%	36.9%	50.2%	41.6%
	差		-46.8%	-2.4%	-3.6%	-7.0%	-44.2%		-26.2%	0.4%
	減額率		23.40%	1.20%	1.80%	3.50%	22.10%		13.10%	0.00%
	制裁金		€ 4,127,041.00	€ 19,173.00	€ 64,107.00	€ 516,806.00		€ 449,548.00	€ 0.00	
	女性議員比率		14.38%	0.00%	20.00%	25.81%		33.33%	25.00%	18.5%
2002	女性候補者数		144	276	216	185	45	227		
	総候補者数		610	571	493	535	226		461	
	女性候補者比率		19.6%	48.4%	43.6%	34.6%	19.9%		48.9%	38.9%
	差		-60.8%	-3.2%	-12.8%	-30.8%	-60.2%		-2.2%	
	減額率		-30.4%	-1.6%	-6.4%	-15.4%	-30.1%		-1.1%	
	制裁金		€ 3,936,742.00	€ 67,779.00	€ 118,385.00	€ 1,519,397.00	€ 624,726.00		€ 19,110.00	
	女性議員比率		9.86%	0.00%	22.73%	15.44%	3.45%		33.33%	12.3%

(出典) フランス共和国官報³⁰、男女平等高等評議会(HCE)の報告書³¹などから筆者作成。

²⁶ 国民連合の党首・マリヌ・ルペン氏が従来取ってきたパリテに対する懐疑的な姿勢と、大統領選挙直前にその姿勢を突如一変させたことを報じる記事。Le Monde «Marine Le Pen se convertit à la parité à la veille de l'élection présidentielle», 2022年3月9日。(最終閲覧日2023年1月15日)

²⁷ HCE «Rapport parité politique : la nécessité d'un acte II» 14 décembre 2022 (https://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/rapport_parite_comprese.pdf, 最終閲覧日2023年1月15日)

²⁸ 社会党、共産党、緑の党などが加盟する政党連合。

²⁹ 国民議会の定数は変更せず、選挙区の数半分にして、各選挙区で男女ペアを選出する。同様の制度が2013年からフランスの県議会でも導入されている(HCE, 2022)。

³⁰ 2017年の選挙について、「Décret n° 2018-877 du 11 octobre 2018 pris pour l'application des articles 8, 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence

financière de la vie politique», https://www.legifrance.gouv.fr/download/pdf?id=0j1zxNvuoaan7EGPmSCmgNaBVOO4Ees1U922iCwIn4_8 (最終閲覧日2023年1月15日)

2013年の選挙について、「Décret n° 2013-430 du 27 mai 2013 pris pour l'application des articles 9 et 9-1 de la loi n° 88-227 du 11 mars 1988 modifiée relative à la transparence financière de la vie politique», <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000027466677> (最終閲覧日2023年1月15日)

³¹ «Elections législatives 2007 : Les petits pas de la parité», OBSERVATOIRE DE LA PARITE ENTRE LES FEMMES ET LES HOMMES. (<https://www.haut-conseil-egalite.gouv.fr/IMG/pdf/legislativesc51b.pdf>, 最終閲覧日2023年1月15日)

(3) メキシコ³²

韓国及びフランスの事例から、比例代表制では規定が明確であれば、強制的な措置がない場合でも法律型候補者クォータが機能し女性議員の増加につながる一方で、小選挙区では政党が何らかの形で女性を選挙や議会から締め出してしま

ことが明らかになった。

しかし、メキシコでは、比例区ではほぼ全ての政党が、小選挙区でも過半数の政党が、当選者の男女比 1:1 を達成している (表 5)。

表 5 2022 年 12 月時点でのメキシコ議会下院に占める女性議員の割合

		MORENA	PAN	PRI	PVEM	PT	MC	PRD	合計
比例区	女性議員	39	19	19	5	4	8	4	98
	男性議員	38	22	20	7	3	8	4	102
	議席数	77	41	39	12	7	16	8	200
	女性議員割合	49.35%	53.66%	51.28%	58.33%	42.86%	50.00%	50.00%	51.00%
小選挙区	女性議員	59	39	15	18	13	5	3	152
	男性議員	66	35	15	11	13	4	4	148
	議席数	125	74	30	29	26	9	7	300
	女性議員割合	52.80%	47.30%	50.00%	37.93%	50.00%	44.44%	57.14%	49.33%

メキシコでは、2014 年の憲法改正ならびにそれ以前の選挙法に基づいて、義務的法律型候補者クォータが実施されている。現在、比例名簿は男女交互が義務付けられている他、名簿順位 1 位に登録される候補者の性別を選挙の度ごとに交互にしなければならない。小選挙区では、各政党は 300 の選挙区に対して男女それぞれ 150 ずつ擁立しなければならない。女性候補者が勝ち目のない選挙区に集中的に配置されることを防ぐため、選挙管理委員会が情報公開を徹底している。

1995 年に採択された北京宣言を契機に、ラテンアメリカでジェンダー・クォータが広まり、96 年の選挙法改正で各政党に対して、候補者の 30% を女性にすることを推奨する規定が盛り込まれた。これは義務的なものではなく、政党も規定の形骸化を狙ったため、2000 年まで女性議員比率が 20% を超えることはなかった。

しかし、2000 年の選挙で当選した女性議員たちの尽力により、2002 年には、選挙法で 30% クォータが義務づけられた。この 30% クォータでは、補充候補者³³の女性をカウントすることを禁じたが、他方で候補者擁立過程において直接投票により候補者を指名すれば、クォータを免除するという抜け道が用意されており、各政党はこぞってこの抜け道を利用した。2008 年にも選挙法が改正され、義務的クォータが 30% から 40% に引き上げられたが、予備選挙実施によるクォータ免除の規定は存続した。また、小選挙区において、女性候補者を勝ち目のない選挙に集中的に配置するのを制限することもなかった。その結果、女性議員が 30% 未満の状態が 2009 年まで続いた。

2009 年の総選挙では、クォータをめぐるスキャンダルが発生した。複数の政党から立候補し、当選した 16 人の女性候補が選挙直後に辞任し、男性補充候補が後任として議員に就任したのである。これに反発した女性たちは、「多様な女性たち (Mujeres en Plural: MeP)」というネットワークを立ち上げ、選挙裁判所に訴えを起こした。これに対して選挙裁判所は、2011 年に予備選の実施によるクォータの免除と正候補者

と補充候補者を異性ペアにすることを禁止する判決を出した。この判決によって、メキシコにおける法律型候補者クォータが抱えてきた致命的な欠陥が修正された。さらに 2014 年には政党候補者の男女同数が義務付けられた他、小選挙区に関しては、過去の選挙の結果に基づいて選挙区を「高得票率区」「中得票率区」「低得票率区」に分類し、選挙区ごとの候補者の男女比率に関するデータを公表する形で、女性に不利な配置を規制している。

このように、メキシコでは、政党がクォータを回避しようと様々な手段を講じるのに対して、女性議員たちが党派を超えて協力することで、実質的かつ明確なルール設定と情報公開を実行し、市民社会による監視を喚起してきた。その結果、社会がクォータを受容し、描写的代表が確保された議会が実現した。しかし、これは男女が政治の世界において完全に平等になったことを意味するものではない。性別役割分業意識が根強く残るメキシコでは、女性が家事や育児を中心に担っている一方で、議員の仕事は拘束時間が長く、休みも簡単に取りれないため、女性議員は男性議員の何倍も働いていると言われている。その上、議員としての仕事も男性以上の成果を上げなければ認められなかったり、活動の範囲を女性政策や福祉といった「女性向き」の分野に限られたりするなど、政界の男性中心の文化が女性議員が実力を発揮する上での足枷になっている。また、男性有力者が自身の親族を傀儡のような形で立候補させるケースがあるなど、有権者としての女性の多様な意見を必ずしも反映していない側面もある。こうした課題に対しても、女性議員が中心となり、改革が漸進的に進められている。

5. おわりに

本稿では、法律型候補者クォータの導入が政党の候補者擁立や選挙戦略に与える影響について、クォータの実効性を担保する措置の具体的な内容に着目しながら検討した。女性議員の増加は、法律型候補者クォータを含む選挙制度のみによ

³² 内閣府『令和元年度 諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』第 3 章「諸外国における政治分野への女性の参画の状況」メキシコの事例 (庄司香)

(https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2020/10.pdf, 最終閲覧日 2023 年 1 月 15 日)

³³ メキシコを含むラテンアメリカ諸国では、正候補者が職務を辞任

したときなどに備えて、これに代わる補充候補者をあらかじめ決めておき、正候補者と補充候補者をペアで立てる制度が採用されている。メキシコでは、補充候補者に女性を多く配置したり、正候補者として当選した女性を辞任させ、補充候補者の男性を昇格させたりするなどして、表面的にクォータを満たそうとする政党が多発していた (庄司, 2020)。

るものではなく、政治文化やその社会における女性の社会進出やジェンダー平等といった様々な要因によってもたらされる。しかし、日本のようにジェンダー・クオータを導入していない国と比較すると、クオータを導入している国では、導入後の女性議員の増加が著しい。

選挙制度ごとに、どのような措置がクオータの実効性を保障するかには違いがある。比例代表制であれば、候補者名簿の記載順に明確なルールを設けることで、名簿不受理といった強制的な措置がない場合でも、クオータの実効性が担保されることが韓国・スペイン・ベルギーの事例から明らかになった。小選挙区については、金銭的インセンティブが候補者に占める女性の割合の変化に影響を与えるかについて一概に言うことはできない。韓国の事例では、女性が地域区（小選挙区）で公認を得ることの難しさが指摘されていた一方で、女性候補者の割合と地域区で当選した女性の割合には大きな差がないことから、一度公認を得られれば、男性と互角に選挙戦を戦っていると考えられる。他方、フランスは制裁が厳しくなるにつれて、各政党は女性候補者を増やしてきたが、過去2回の国民議会選挙では、いずれも女性議員比率が37～38%と停滞の兆しが見られる。また、女性候補者比率と女性議員比率の間には常に開きがあり、女性が政党にとって不利な選挙区からの出馬を余儀なくされていることが指摘されている。このため、小選挙区で選出される女性議員を増やすためには、単に候補者の男女比を1:1にするだけではなく、擁立される選挙区についての不公平な取り扱いを防ぐ必要がある。フランス県議会で採用されている男女ペア立候補制や、政党にとって不利な選挙区を可視化し、情報公開を行なっているメキシコの事例がその例である。

残された課題として、本稿では、小選挙区制において女性候補者を増やすための手段について、一般的な見解を導くには至らなかった。韓国・フランスの両国で候補者の女性比率を上げることに金銭的インセンティブが設定されたが、女性候補者の割合は、韓国では増えず、フランスでは上昇した。この差をもたらした要因としては、政党組織の性質や候補者選定過程、有権者の選好などが考えられる。今後の研究を通じて、小選挙区制のもとでジェンダー・クオータを導入している国や政党の事例を検証する必要があるだろう。

では、今後、日本で女性議員の比率を増やし、より多様な意見が反映される政治を実現するためには何が必要だろうか。

前提として、実効性のあるジェンダー・クオータの条件は、選挙制度や政治構造に適合していること、規定が明確であること、女性の過少代表という課題に真摯に取り組む人や組織がクオータを支持し、設計すること、クオータが適用される過程を継続的に監視することである（Hoodfar & Tajali, 2011）。これら4つの条件を踏まえて、選挙制度・女性政治家を取り巻く環境の整備・クオータを監視する仕組みという3つの観点から提言を行う。

まず、選挙制度については、現在の「政治分野における男

女共同参画の推進は、……男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指して行われるものとする」という候補者男女均等法の基本原則に基づいて、より具体的な規定を伴うクオータを導入する必要がある。現在、衆議院では小選挙区と比例代表の重複立候補が可能であり、比例代表で同一順位に登録された候補者は、小選挙区の惜敗率で順位が決まる。また、参議院に関しても、2018年から比例代表に特定枠が導入されたが、これも合区によって候補者を擁立できなかった選挙区から候補者を出すことに使われている³⁴。このように、小選挙区で落選した候補者の救済という意味合いが強い比例区の位置付けを見直し、小選挙区では反映されにくい多様な意見を代表する役割を持たせた上で、50%クオータと名簿記載順にジッパー方式を導入することが考えられる。小選挙区に関しては、単に候補者を増やすだけではなく、配置についての公平な取り扱いについても合わせて措置する必要があるだろう。あわせて、各政党には、候補者選定過程の透明化も求められる。

次に、女性政治家を取り巻く環境については、第1章で指摘したような、家庭での責任やそれに伴う時間的・金銭的制約、有権者や他の政治家からのハラスメントなど、男性政治家とは異なる課題が存在する。時間的制約に関しては、公的福祉サービスの充実等により女性の負担を減らすことと、性別に関わらず家庭に一定の責任を負っていることを前提とした社会制度の整備の両面からのアプローチが求められる。女性候補の支援・育成に用途を限定した政党助成金制度を創設し、金銭面から女性の政治参画を促進するという選択肢もある。女性が単に政治家になれるだけではなく、キャリアを重ねていける環境も重要だ。国会議員の登竜門ともされる地方議員や自治体の首長といったポストで女性が増えれば、「候補者候補」として政党の候補者選定プロセスに参入できる女性も増えるのではないかと³⁵。さらに、「女性＝ジェンダー、子育て、福祉、教育……etc.」というステレオタイプに嵌め込まず、専門性を活かした政策領域で実績を上げ、当選回数を重ねれば男性と同じように登用される仕組みも不可欠だ。

さらに、こうした取組みが実行されているかを監視する仕組みが機能することが重要である。公的な組織としては、選挙管理委員会やナショナル・マシーナリー³⁶が中心となって、クオータの適正な実施や、ジェンダー平等に対する政党の取組みに関するデータを公開するなどの取組みが期待される。また、市民社会による監視も重要である。本稿で取り上げた3カ国では、いずれも女性運動による政党への継続的な働きかけがジェンダー・クオータの導入や推進の大きな力になっていた。日本でも、政党指導部が女性の登用やジェンダー平等に積極的に取り組むことが党勢の拡大につながるという認識を持つことが、政治分野におけるジェンダー平等推進の原動力となる可能性がある。

最後に、強制力を伴うジェンダー・クオータを導入する必要があるのかという懐疑論に対する反論を試みたい。

³⁴ 「特定枠とは・合区とは」NHK選挙WEB参院選2022
(<https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/sangiin/knowledge-03/>、最終閲覧日2023年1月15日)

³⁵ これに近い事例として、フランスの公職兼任制度がある。フランスでは、政治家のキャリアパスとして伝統的に地方の公職から中央の議員職までが強く結びついている上、上下院議員を務めながら地方の執行機関ポストや議席を同時に保持する公職兼任制度が定着しており、女性の政界進出を阻む要因の一つであるとされている（久邇、2010）。しかし、国会進出の足がかりとなる地方の公職でさら

にパリティが広がれば、政界に女性が進出する余地も広がると考えられる。

³⁶ 国連は、ジェンダー平等の達成に主導し、支援する国の機構としてナショナル・マシーナリーを定義している。

(<https://asiapacific.unwomen.org/en/partnerships/national-machineries>、最終閲覧日2023年1月15日)

日本では、内閣府男女共同参画局がナショナル・マシーナリーにあたる（岩本、2007）。

このような懐疑的な見方の根拠の一つに、すでに選挙制度は男女平等に設計されているのだから、進出する女性が少ないのは、女性に政治家としての適性がない、あるいは政治家になることを望まないからだという女性責任論がある。たしかに、日本では 1945 年に普通選挙が実現して以降、一定の年齢に達すれば性別に関わらず選挙に立候補することが可能であり、形式的には既に男女平等が達成されている。しかし、直近の選挙に占める女性候補者の割合は、衆議院で 17.7%³⁷、参議院で 33.2%³⁸に過ぎない。背景は既に再三述べている通りなので割愛するが、男女を取り巻く社会的環境が大幅に異なることを踏まえると、形式的平等だけではなく、公平 (equity) についても考慮されなければ、本質的な平等は実現されないであろう。また、徐々に候補者や議員に占める女性の割合は上昇しているのだから、いずれは女性比率が 3 割や 5 割に達するだろうという楽観論も存在する。しかし、日本はもはや世界のジェンダー平等に向けた潮流から取り残されていると言っても過言ではなく、自然に増えるのを待っている猶予はない。参考にするべき事例は、失敗例も成功例も含めて先行する各国に存在する。同じ轍を踏むことなく、参考にするべき点は大いに取り入れて、望ましい民主主義の姿に向かって着実に変化を起こさなければならない時機に来ているのではないだろうか。

主要参考文献(抄)

- Baldez, Lisa. 2004. "Elected Bodies: The Gender Quota Law for Legislative Candidates in Mexico." *Legislative Studies Quarterly* 29 (2):231-258.
- Dahlerup, Drude. 1988. "From a small to a large minority: Women in Scandinavian politics." *Scandinavian Political Studies* 11 (4):275-298.
- Hoodfar, Homa, and Tajali Mona. 2011. "Electoral Politics: Making Quotas Work for Women." London: Women Living Under Muslim Laws.
- Krook, Mona Lena. 2009. "Quotas for Women in Politics: Gender and Candidate Selection Reform Worldwide." Oxford University Press.
- Murray, Rainbow. 2007. "How parties evaluate compulsory quotas: A study of the implementation of the 'parity' law in France." *Parliamentary Affairs* 60 (4):568-584.
- Murray, Rainbow. 2010. *Parties, gender quotas and candidate selection in France*: Springer.
- Norris, Pippa. 2004. "Electoral Engineering: Voting Rules and Political Behavior." In *Electoral Engineering: Voting Rules and Political Behavior*, edited by Pippa Norris, 179-208. Cambridge: Cambridge University Press.
- Phillips, Anne. 1998. *The Politics of Presence*. In *The Politics of Presence*, edited by Anne Phillips: Oxford University Press.
- Shin, Ki-young. 2014. "Women's sustainable representation and the spillover effect of electoral gender quotas in South Korea." *International Political Science*

Review 35 (1):80-92.

Yoon, Jiso, and Ki-young Shin. 2015. "Mixed effects of legislative quotas in South Korea." *Politics & Gender* 11 (1):186-195.

三浦 まり, 国広 陽子, 大山 七穂, 竹安 栄子, 目黒 依子, 橋本 ヒロ子. 2016. *日本の女性議員: どうすれば増えるのか*. 三浦まり編著, 朝日選書 943. 東京: 朝日新聞出版.

三浦 まり, 衛藤 幹子, スティール 若希, 早川 美也子, 石田 久仁子, 菊池 啓一, 申 瑛榮, 福田 円, 淵元 初姫, 木村 真紀. 2014. *ジェンダー・クォータ: 世界の女性議員はなぜ増えたのか*. 三浦まり, 衛藤幹子編著. 東京: 明石書店.

久邇 良子. 2010. "フランスの政治過程への女性参画—男女同数制導入の成果と限界—." *年報政治学* 61 (2):2_68-2_85.

内閣府男女共同参画局. 2008. "諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査・ドイツ共和国・フランス共和国・大韓民国・フィリピン共和国".

内閣府男女共同参画局. 2019. "令和元年度諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書".

前田, 健太郎. 2019. *女性のいない民主主義*. 前田健太郎著, 岩波新書 新赤版 1794. 東京: 岩波書店.

大澤 貴美子. 2016. "韓国: 政治代表の男女不平等を是正するためのクォータ制度." *法政論叢* 52 (2):203.

岩本 美砂子. 2007. "日本における女性政策ナショナルマシナリーの分析: 「無私・無謬の官僚」 神話と女性政策マシナリーの困難." *三重大学法経論叢* 24 (2):1-40.

村上 彩佳. 2018. "フランスの性別クォータ制 「パリテ」 に関する社会学的研究——女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて."

梶本 玲子. 2002. "2002 年フランスの国民議会選挙の結果と分析." *国際女性* 16 (16):98-107.

糠塚 康江. 2018. "3. 候補者男女均等法の今後の展開—フランスにおけるパリテの経験から." *国際女性* 32 (1):91-96.

菊池 啓一. 2022. "ラテンアメリカにおけるジェンダー・クォータの機能-女性議員比率の上昇とその効果." *ラテンアメリカ・レポート* 38 (2):61-72.

西尾 治子. 2010. "パリテ法から十年: 経過と現状." *Revue japonaise de didactique du français* 5 (2):76-85.

³⁷ 『[衆院選2021] 候補者 遠い男女均等…女性17% 政府目標25年35%』読売新聞オンライン、2021年10月30日 (<https://www.yomiuri.co.jp/election/shugiin/20211030-OYT1T50054/>、最終閲覧日 2023年1月15日)

³⁸ 『女性候補 初の3割 参院選公示…181人 各党が積極擁立』読売新聞オンライン、2022年6月23日。 (<https://www.yomiuri.co.jp/election/sangiin/20220622-OYT1T50284/>、最終閲覧日 2023年1月15日)